

会議名称	平成12年度第6回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成13年2月14日(水) 9時30分～12時	
場所	西棟6階 第5・第6会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 清澤委員 小井委員 篠委員 熊倉委員 高橋委員 縫村委員 布施委員 堀内委員 河津委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：安本委員 門脇委員)
	実施機関	藤本地域振興課長事務取扱 芦塚戸籍住民課長 小林西福祉事務所長 土佐国民健康保険課長 宮崎計画推進課高齢者医療係長 永井障害者福祉課長事務取扱 太田児童青少年センター所長 加藤自転車対策課長 工藤指導室長 荒井社会教育スポーツ課長 伊藤社会教育センター所長 杉田中央図書館次長 山本生活経済部管理課統計係長 市川選挙管理委員会事務局長
	事務局	滝田企画部長 [区政情報課]館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 山根主査 藤本主査 依田主査 太田主査 森山主査 片山主査
傍聴者	0名	
配付資料	事前	・平成12年度第5回会議録 ・平成12年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成12年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料
	当日	
次第	1 平成12年度第5回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	証明書自動交付システム(カード管理システム)	諮問 43
	証明書自動交付システム	諮問 44
	証明書自動交付機用カードの利用	報告 40
	施設措置システム	諮問 45
	国民健康保険料収納交渉システム	諮問 46
	国民健康保険システム	諮問 47
	国民健康保険医療給付	報告 41
	老人福祉システム	諮問 48
心身障害者ショートステイ	諮問 49	

	障害者おむつ支給	諮問 50
	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務	諮問 51
	学童クラブ利用	報告 42
	自転車駐車場使用希望調査処理	諮問 52
	自転車駐車場利用	報告 43
	教科用図書選定審議会運営事務	諮問 53
	情報通信技術（IT）講習会	諮問 54
	情報通信技術（IT）講習会	諮問 55
	区民のためのホームページ閲覧用機器の設置について	（報告）
	文化団体連合会役員名簿管理事務	諮問 56
	文化団体連合会	報告 44
	社会教育講座・学級名簿管理事務	諮問 57
	社会教育人材バンク	諮問 58
	済美日曜教室名簿管理事務	諮問 59
	杉並区立図書館ホームページ	諮問 60
	学校基本調査	報告 45
	選挙人	諮問 61
内 容	1 平成12年度第5回会議録の確定	
	2 証明書自動交付システム（カード管理システム）	答申
	3 証明書自動交付システム	答申
	4 証明書自動交付機用カードの利用	了承
	5 施設措置システム	答申
	6 国民健康保険料収納交渉システム	答申
	7 国民健康保険システム	答申
	8 国民健康保険医療給付	了承
	9 老人福祉システム	答申
	10 心身障害者ショートステイ	答申
	11 障害者おむつ支給	答申
	12 学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務	答申
	13 学童クラブ利用	了承
	14 自転車駐車場使用希望調査処理	答申
	15 自転車駐車場利用	了承
	16 教科用図書選定審議会運営事務	答申
	17 情報通信技術（IT）講習会	答申
	18 情報通信技術（IT）講習会	答申
	19 区民のためのホームページ閲覧用機器の設置について	了承
	20 文化団体連合会役員名簿管理事務	答申
	21 文化団体連合会	了承
	22 社会教育講座・学級名簿管理事務	答申

23	社会教育人材バンク	答申
24	済美日曜教室名簿管理事務	答申
25	杉並区立図書館ホームページ	答申
26	学校基本調査	了承
27	選挙人	答申

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	「平成 12 年度第 5 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。なければ会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
企 画 部 長	諮問事項の朗読
諮問 43・44 号、報告 40 号	
会 長	はじめに、諮問 43 と 44、報告 40 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 43「証明書自動交付システム(カード管理システム)」、諮問 44「証明書自動交付システム」の説明
区 政 情 報 課 長	報告 40「証明書自動交付機用カードの利用」の説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	区の中央電子計算組織で管理するということですが、前回の委託の諮問とは別なのですか。また、14 カ所とのオンラインにハッカーなどが侵入することは原理的に可能なのですか。
情報システム課長	このシステムはホストで処理する部分とサーバーで処理する部分に分かれます。ホストの部分についてはオペレーション委託の中に入ります。また、ハッカーについては、専用回線を使用し、インターネットを利用しませんのでその安全性が保てると考えています。
委 員	14 カ所とホストコンピュータとの間でデータのやりとりをするのですか。
情報システム課長	サーバーとのやりとりになります。ホストとは直接にやりとりしません。
委 員	まず、「記録する個人情報の項目」で「35 暗証番号登録照会書申請年月日」、「36 暗証番号登録照会書回答年月日」、「44 暗証番号誤入力区分」、「45 暗証番号誤入力解除日」とはどういうことを意味するのですか。また、なぜこれらが必要なのですか。 次に、自動交付機そのものですが、例えば横にいる人が光線の関係で全然見えないようになっているなど、個人情報を保護する仕組みになっているのですか。
地 域 振 興 課 長	カードの発行時に窓口で代理人が来た場合、照会書の発行について記録しておきます。それから銀行の場合も同じですが、間違った暗証番号を何回か入れた場合無効になります。それを記録するわけです また、今回の自動交付機は横からは見えにくいといった配慮をしています。
委 員	このカードの発行は 4 月 2 日からできるということでもいいのですね。
地 域 振 興 課 長	はい。
委 員	自動交付機の利用希望がない場合は、暗証番号の設定はしないと書いてありますが、そのカードは利用する方のカードと同じものですか。
地 域 振 興 課 長	印鑑登録証のことをおっしゃっているのではないかと思います。4 月 2 日以降印鑑登録カードは、このカードに統一されます。

委 員	暗証番号を間違えると、カードを取られてしまうのですか。
地域振興課長	はい。
委 員	諮問 43 で、「13 カード使用状況区分」とは何ですか。
情報システム課長	カードを住民票を発行するためだけに使うもの、印鑑登録証を発行するためだけに使うものといったように5種類に区分し、そのコード化をするものです。
委 員	なぜ代理人がカードを使用したことがわかるのですか。
情報システム課長	代理人が使用した確認はできません。あくまでも、本人が自分だけしか知らない暗証番号を入力して証明書をとるというものです。
委 員	「照会書回答年月日」とはどういうことですか。
地域振興課長	暗証番号を登録するときに、運転免許証やパスポートがない場合、本人確認できない場合があります。この場合は照会書をその方の住所地に送り、それをご本人が持ってきて確認します。このことを意味します。
委 員	いまのお話を伺っていると、特に高齢者の方で運転免許証などで本人確認ができない方が窓口に来た場合は、二度手間になるということですね。
企画部長	現在の本人確認の方法ですが、免許証などがなければ、まずその住所地に確認の書類を送ってそれを持ってきてもらうという方法か、あるいはすでに印鑑登録をしている人を保証人とする方法のいずれかです。それと同じ方法をカード発行のときにもとろうということです。
委 員	電話で依頼があった場合、申請書を送るという対応をしていないのですか。
地域振興課長	申請書を送ることはやっておりません。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 43 と 44 は決定し、報告 40 は了承とします。
諮問 43・44 号決定、報告 40 号了承	
諮問 45 号	
会 長	次に、諮問 45 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 45 「施設措置システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。なければ諮問 45 は決定とします。
諮問 45 号決定	
諮問 46～48 号、報告 41 号	
会 長	次に、諮問 46 から 48、報告 41 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 46 「国民健康保険料収納交渉システム」、諮問 47 「国民健康保険システム」の説明
区政情報課長	報告 41 「国民健康保険医療給付」についての説明
情報システム課長	諮問 48 「老人福祉システム」の説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。

委 員	諮問 46 ですが、これは督促を早く出すようなシステムになるかと思うのですが、このシステム導入後どのくらいの頻度で督促がいくのかということと、どのくらいの期待値があるかということをお教えいただきたい。
国民健康保険課長	これは督促を多く出すということではなく、収納交渉をよりきめ細かに行うためのものです。また、どのくらいこれによって効果が出るかということですが、これだけでは多くの効果が出るとは言えません。平成 13 年 4 月から、資格証明書の制度ができましたので、それと合わせて収納率がアップできると考えています。
委 員	充当というのは代金を納めたということをおっしゃるのですか。また、公示送達とありますが、どういう方法で公示送達するのですか。
国民健康保険課長	充当というのは過誤納が発生した場合、その金額を未納の部分に充当するということです。それから公示送達は、区役所前の掲示板で公示することによって行います。
委 員	そういう根拠条文があるのですか。
国民健康保険課長	はい。
委 員	交渉記録となると、それぞれの家庭の個人情報パソコンに記録される可能性があるのではないかと思います。交渉記録とはどういうことですか。
国民健康保険課長	どういうことが職員と話し合われたかということや、何回、いつ督促したかといった情報です。
委 員	資料にある「その条件にあった方法や時期などきめ細かな収納対策をとることができる」とは、弾力的な運用という意味でしょうか。
国民健康保険課長	はい。例えば分割納付などその家庭の状況に合った納付をしていただくということです。
委 員	「平日夜間や休日にも、新しい納付状況や資格の情報を活用した電話催告等が可能となる」ということですが、これは職員がなさるのですか。また文書でなさるのですか。
国民健康保険課長	基本的には、職員が電話をかけることになります。
委 員	擬制世帯主について説明してください。
国民健康保険課長	例えば、父親が勤務先の企業の健康保険に加入していて、その子どもが無職の場合です。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 46 から 48 は決定し、報告 41 は了承とします。
諮問 46～48 号決定、報告 41 号了承	
諮問 49・50 号	
会 長	次に、諮問 49 と 50 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	諮問 49「心身障害者ショートステイ」、諮問 50「障害者おむつ支給」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	今回薬剤師会にお願いするということですが、相談の内容で困ったことがあったのですか。また、どこにお願いしていたのですか。
障害者福祉課長	従来、一般競争入札でおむつを扱業者をお願いしてまいりましたが、相談機能を強化して、薬剤師会にお願いしたほうがベターだろうと判断いたしました。

委 員	ご利用なさっている方が常時相談は可能なのでしょうか。
障害者福祉課長	基本的にはおむつを配送する際に相談を受けることになろうかと思います。そのほか直接私どもの窓口で電話なり、来ていただくというケースもあります。
委 員	諮問 49 ですが、委託先の医療機関名を教えてください。
障害者福祉課長	まだ決めておりません。
委 員	「10 服薬能力」とはどういう意味ですか。
障害者福祉課長	自分で薬を飲むかどうか、嚥下能力があるかどうかということです。
委 員	「13 趣味」という項目がありますが、これは何か医療的な意味で必要なことですか。 また、諮問 50 ですが、「住所」と「配送先」となっていて、資料では「杉並区に住居登録する方」となっています。これはどういうことですか。
障害者福祉課長	ショートステイですが、日常生活の状態そのまま経過していただきますので、どのような趣味があるかということをお尋ねするケースも出てまいります。それから、住居登録の件ですが、これは「住居登録をしている方」に訂正いたします。また、配送先ですが、自宅に届けるケースと病院に届けるケースがございますので、このように記載しております。
委 員	資料 13 頁の対象者の確認をしたいのですが。
障害者福祉課長	この4つの条件のすべてに該当する方です。
会 長	これは、「以下のすべて」ではなく「以下のいずれか」ではないですか。が児童で、 が高齢者ですから、「いずれか」でないとおかしい。
障害者福祉課長	次のように訂正いたします。杉並区に住居登録をしている方、65歳未満の心身障害者福祉手当または児童育成手当の受給者、措置で施設に入所していない方、の3つの条件のすべてに該当する方、と訂正いたします。
委 員	そうすると、病院は施設ではないんですか。
障害者福祉課長	病院への入院は措置ではございませんので、 の条件を満たします。
委 員	諮問 49 ですが、いままでの社会福祉法人の2施設定員各4名については、すでに個人情報保護の手続きは済んでいるのですか。
障害者福祉課長	はい。
委 員	同じ内容を医療機関に委託するということですか。
障害者福祉課長	はい。
委 員	「委託内容」として「障害者の一時保護」とありますが、「一時保護」とはどういうことですか。
障害者福祉課長	いちばん短くて日帰りのケースも認めています。長いもので1週間程度です。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 49 と 50 は決定とします。
諮問 49・50 号決定	
諮問 51～53 号、報告 42・43 号	
会 長	次に、諮問 51 から 53、報告 42 と 43 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 51「学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務」、諮問 52「自転車駐車場使用希望調査処理」についての説明
区政情報課長	報告 42「学童クラブ利用」、報告 43「自転車駐車場利用」についての説

	明。 記録形態に電算を追加する場合に、登録の修正の報告を省略することについての提案。
会 長	その提案については、諮問・報告の説明が終わってからということにいたします。
情報システム課長	諮問 53「教科用図書選定審議会運営事務」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	諮問 53 の「11 審議に関する意見」ですが、その人がどういう意見を言ったのが記録されるということか、それはどうして必要なのか、その2点について伺います。
指 導 室 長	審議会であった意見を記録するだけで、個人の氏名とその意見を記録するものではありません。
委 員	そうすると、「記録する個人情報の項目」として「審議に関する意見」はいらぬと思うのですが。
企 画 部 長	当初事務局では、委員個人の意見を記載すると理解してここに記載しましたが、確認したところ、委員個人の意見ではないということですので、削除をお願いしたいと思います。
会 長	諮問 53 の「11 審議に関する意見」という項目は削除するということによろしいですか。ほかにございますか。
委 員	諮問 51 では「1 氏名(利用者・保護者)」ですが、報告 42 の「対象となる個人」では「学童クラブ入会児童及び保護者」となっています。これは「児童及び保護者」ではなく「児童の保護者」ではないのですか。小学校1年生から4年生の子どもに利用料減免の話をしたら、子どもの心を傷つけるような気がするのですが。
児童青少年センター所長	利用料の支払いはあくまでも保護者の方ですので、子どもに聞くことは決してございません。
委 員	制度としてはとてもいいことだと思いますが、運用に当たっては子どもの心を傷つけない方法でやっていただきたいと思います。
児童青少年センター所長	はい。
会 長	先ほどの説明ですと、今後記録形態の「<追加>電算」は省略したいという提案だったですね。
区 政 情 報 課 長	はい。諮問するものについては自動的に登録の修正をして、その報告は省略させていただきたいと思います。
委 員	諮問 52 に対して報告 43 というのは、非常に礼義正しく順序を追って出されているのですが、重複しています。事務局でそのようなお考えならば、適切な処置を取った上で賛成というふうに考えております。
会 長	そういうことによろしいですか。その点はご了解をいただいたことにして、今後はそういう方向でやっていただきたいと思います。ほかにございますか。
委 員	学童クラブで「続柄」とありますが、その必要理由をお願いします。
児童青少年センター所長	兄弟で2人以上利用していますと、2番目の子どもが半額になるという減免措置がございまして入れております。

委員	自転車に関する報告と諮問ですが、資料によると荻窪駅周辺に限って調査をするとなっていますが、これはここがいちばん待機者が多いからという理由ですか。また、今後、荻窪駅周辺以外の待機者の場合も、こういったことをしていくということなのですか。
自転車対策課長	荻窪駅は特に需要が多くてなかなか整備が間に合わない所ですが、今後は他の場所についてもこのように行っていきたいと考えております。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 51 から 53 は決定し、報告 42 と 43 は了承とします。
諮問 51～53 号決定、報告 42・43 号了承	
諮問 54・55 号、報告	
会長	次に、諮問 54 と 55、報告 1 件について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 54「情報通信技術（IT）講習会」についての説明
区政情報課長	諮問 55「情報通信技術（IT）講習会」、報告「区民のためのホームページ閲覧用機器の設置について」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	講習会の対象者をどうして 20 歳以上としたのですか。
社会教育スポーツ課長	20 歳以上にしたのは、国の補助金の内容によるものです。その他に、中学生、高校生は学校でパソコンの授業をやっているということもあるのではないかと思います。
委員	委託先である民間事業者等で講習が終われば、その人の個人情報はその都度削除されることになるのですか。
社会教育スポーツ課長	講習後 1 年経過したら、個人情報を削除いたします。
委員	資料の 22 頁の「3 セキュリティの確保」について 2 つご質問したいと思います。まず、(2) の「他の機械」とはどういう意味ですか。次に、(4) の「有料情報サービスなど不適切な場所」とありますが、これもいろいろな意味に解釈できますので、考えをお聞かせください。
社会教育スポーツ課長	まず、「他の機械」ですが、例えば講習のときのメールアドレスを使って、自分の家のパソコンからアクセスしてメールを開くことができるようになりますと、様々な方が講習で使いますので、非常に問題が起きます。したがって、外の機械からアクセスしてもメールは開けない対応をしていきたいと思っております。 次に、「不適切な場所」ですが、有料のサイトに入ってしまったら、法外な料金を請求されないように処置を講ずるということです。
委員	通信料金は有料になりますが、その辺はどうお考えですか。
社会教育スポーツ課長	定額料金の契約で実施したいと思っています。
委員	非常に良い有料のデータベースがあります。これは別に有害でも何でもありません。むしろそういうものを積極的に使うことがこれからの情報格差をなくしていくのに必要なのですが、そういう有料のデータベースサービスの利用の講習はやらないと理解してよろしいですか。

社会教育スポーツ課長	有料サービスには非常に貴重な情報がありますので大切なことだと思いますが、初心者向けの講座になっていることや、誰が料金を負担するかという問題が出てきますので想定しておりません。
委員	「9 習熟度」とありますが、国で統一した段階があるのですか。
社会教育スポーツ課長	そのようなものはないのですが、業者に委託する関係上、全く初めてなのか、それともワープロで文書の作成程度はできるのかなどを把握したいということです。
委員	「委託の条件」の中に「複写及び複製の禁止」とありますが、講習会でプリンタを使うと思いますか。
社会教育スポーツ課長	プリンタでここに記載の個人情報を打ち出すわけではありません。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 54 と 55 は決定し、報告は了承とします。
諮問 54・55 号決定、報告了承	
諮問 56～59 号、報告 44 号	
会長	次に、諮問 56 から 59、報告 44 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 56 「文化団体連合会役員名簿管理事務」についての説明
区政情報課長	報告 44 「文化団体連合会」についての説明
情報システム課長	諮問 57 「社会教育講座・学級名簿管理事務」、諮問 58 「社会教育人材バンク」、諮問 59 「済美日曜教室名簿管理事務」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	私は文化団体連合会会長を務めております。文化団体連合会は、昭和 26 年に杉並第八小学校で開催されたのが最初で、山田区長、前教育委員長、河野議長、各位の皆様にご出席いただきまして、昨年 11 月 3 日に 50 年の式典をいたしました。現在「文団連のあり方検討会」を作りまして、21 世紀における文団連が杉並区の行政と社会教育の中でどうあるべきかということを検討しているところです。私どもは行政の皆様、議会の皆様、それから教育委員会の皆様のご支援を得て、杉並区のために役に立つ文団連としてこれから努力していきたいと思っております。いろいろとご指導のほどお願いしたいと思います。
社会教育センター所長	諮問 56 と報告 44 の「1 氏名」ですが、文団連では氏名に芸名、雅号などを必ず付けていますので、それを載せないと全く役に立たないと思います。また、報告 44 に「6 団体加入の有無等」とありますが、団体に加入していない方は 1 人もおりませんので、これは「所属団体名」でよろしいのではないかと思います。
社会教育センター所長	「氏名」については、芸名、雅号などを含んだものと考えております。また、所属団体があるということは団体加入があるということですので、支障がないと考えます。
委員	本名と芸名の両方を載せるのですか、どちらか 1 つを載せるのですか。
社会教育センター所長	本人の申告に基づいて、全部申告されれば全部登録しますし、芸名だけであれば芸名だけ登録します。

委 員	それで混乱はないのですか。
委 員	役員名簿は全部芸名、雅号になっております。
会 長	諮問 59 の 9、「ボランティア職歴」は「ボランティア歴」ではないのですか。
社会教育センター 所長	スポーツ教室や福祉施設での経歴について記録するというので、職歴です。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 56 から 59 は決定し、報告 44 は了承とします。
諮問 56 ~ 59 号決定、報告 44 号了承	
諮問 60 号	
会 長	次に、諮問 60 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 60「杉並区立図書館ホームページ」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	この件に関して、図書館協議会ではどんな意見があったのですか。
中央図書館次長	この件につきましては昨年度から図書館協議会に報告しています。もっと早くできないか、という意見もありました。
委 員	記録する個人情報の項目の 1 にある「当該個人情報が、出版、報道等により公にされている内容」と図書の検索とどういう関係があるのですか。
情報システム課長	著者名などは公知情報ですが、個人情報としてここで記載しております。
委 員	図書館の本について個人情報を教える必要はないと思いますが。
情報システム課長	著者名から蔵書を検索する場合に必要となります。
委 員	例えば、著者の住所、本名、生年月日などが新聞で出ていれば、それも載せるということなのですか。
情報システム課長	著者名だけを記録いたします。
委 員	セキュリティ対策に「外部からの不正アクセス防止策を講じる」とありますが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか伺いたいのです。例えばファイアウォールというようなものをたぶん用意されると思いますが。かつて大阪市立図書館が大々的にハッカーにやられて、全国の図書館にも影響を及ぼしたケースもありますし、国の各省庁のホームページもやられています。完全無欠とはいかないと思いますが、第一次的にやはりがっちり固めて、そしてもしハッカーにやられたらまた新しく更新する、というような考え方でいくのが妥当だろうと思っております。特に気になるファイアウォールなどは、資料の 30 頁の図ではどの辺に位置づけられるのですか。
情報システム課長	ファイアウォールは、プロバイダーと図書館ホームページとの間に当然設けます。「不正アクセス」という言葉を使っておりますが、むしろハッカー対策、データの破壊行為を防ぐことが主になってこようかと思っております。万全を期して、ハッカーが侵入できないようにファイアウォールを構築していきたいと考えております。
委 員	大阪市の例ですと、事務局側がアクセス記録をずっと調べて、不正な侵入があったことがわかったのです。非常にしっかりやっておりますね。杉並区の場合は、たぶん図書館には専門の方がいらっしゃらないと思いますので、例えばプロバイダーがアクセスの記録を毎回管理するなどの対策

	をとっておく必要があるのではないかと思います。特に図書館の本を借りるというのは非常に重要な個人情報になりますので、とりわけ関心を持って管理されなければいけないものだろうと思っています。その辺は、どう考えていらっしゃいますか。
情報システム課長	アクセス記録については図書館側のサーバーでログをとっていきます。それからこの図に記載のとおり、図書館ホームページと図書館のオフコンとの間は直接ラインで結ばずフロッピーを介しますので、図書館のオフコンにハッカーが侵入して破壊することは防げるだろうと考えております。
委員	ログをとるというのは非常に的確だと思うのですが、問題はとるだけではなくてそれをフォローしなければいけないわけです。それはなかなか図書館の方ではやりきれない感じがするのですが、どうでしょうか。
情報システム課長	情報システム課から異動した職員もおりますので、チェックしていきたいと考えております。
委員	意見ですが、大阪市の例から見ても非常に効果的な方法ですので、やはりログをとる以上は、不正侵入がなかったかどうか根気よく継続的にチェックをしていくことをぜひお願いしたいと思います。
中央図書館次長	はい。
委員	この件については図書館協議会への正式な諮問がなされていないと聞いています。特に図書の貸出に関しては本当に個人の思想、信条に関わることとして皆様も大変敏感でいらっしゃると思います。セキュリティ対策についても今回のご意見も含めてきちんと報告、諮問なされたほうが理解が得られるのではないかと思います。
中央図書館次長	今後諮問するかどうかは別としまして、図書館協議会でもう一度よく説明してご理解をいただく方向で考えております。
会長	そういう方向でやっていただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。では、諮問 60 は決定とします。
諮問 60 号決定	
報告 45 号	
会長	次に、報告 45 について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	報告 45「学校基本調査」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。なければ、報告 45 は了承とします。
報告 45 号了承	
諮問 61 号	
会長	次に、諮問 61 について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	諮問 61「選挙人」についての説明
委員	データを業者に渡すときの記録媒体は磁気テープですか。何巻ぐらいになりますか。
選挙管理委員会事務局長	MOディスク 1 枚です。
委員	委託の条件のチェックは行いますか。また、資料の 32 頁の「委託の相手先」

	に記載のある「プライバシーマーク使用許諾業者」とは、どのような業者なのか。
選挙管理委員会事務局長	選挙のお知らせを印刷するときに、その現場に立ち合いたいと考えております。また、他の地方公共団体で実績のある、信頼のおける印刷の専門業者を選定していきたいと考えております。
会 長	「事業の概要」に「平成 12 年度第 4 回審議会諮問第 29 号。決定済」とありますが、この諮問 61 は確か前回取り下げたものですよね。
情報公開係主査	前回の第 5 回では会長の言われたとおり取り下げをいたしました。この「事業の概要」の記載は別件で、前々回の第 4 回での諮問についてでございます。
会 長	「送付用宛名紙」見本にある「啓発」とは、どういう意味ですか。
選挙管理委員会事務局長	選挙制度の改正の内容や不在者投票場所の案内を考えています。
会 長	そうしたら、ご案内でいいのではないですか。啓発といういかにも御上から下々の人民に対して使うような言葉はやめたほうがいいと思います。地方分権の世の中で、地方政府としての杉並区は使わない、という見識を示すべきだと思います。
選挙管理委員会事務局長	公職選挙法で「啓発に努める」という表現があります。
会 長	その辺が古過ぎると思いますね。主権者は国民なので、従わなくてもいいのですよ。諸外国では、一人ひとりに投票してくれるように頼んで選挙人名簿に登録させるわけでしょう。
選挙管理委員会事務局長	そういう国もあります。私どもとしては、啓発という言葉をご案内という意味で使っているということをご理解いただきたいと思います。
委 員	世帯に有権者が 5 人いたら、この「選挙のお知らせ」が 5 枚入ることですか。
選挙管理委員会事務局長	はい。
委 員	そうすると、1 枚のお宅と 5 枚のお宅では郵送料が違いますね。
選挙管理委員会事務局長	7 人まで同じです。
委 員	「バーコード」は、個人個人に付いているのですか。
選挙管理委員会事務局長	はい。
委 員	「カスタマーバーコード」とは何ですか。
選挙管理委員会事務局長	郵便局で利用する住所のバーコードで、値引きの対象になります。
委 員	「プライバシーマーク」の使用を許可するのはどこですか。また、選挙は一斉に行いますが、こういう信頼のおける会社はそんなにたくさんあるのですか。
選挙管理委員会事務局長	通産省が告示している個人情報の保護に関するガイドラインに合致する会

務局長	社が使用許諾業者となります。昨年末で、出版と印刷で12社です。
委員	都内には何社くらいあるのですか。
選挙管理委員会事務局長	いまの12社の本社が都内にあるかどうかはわかりませんが、事業所は都内にあります。
委員	43万5,000人分の有権者の個人情報を印刷会社にディスクで渡すわけです。行政が印刷に立ち合って、終わり次第ディスクを持ち帰るぐらいの慎重さがあつたほうがよろしいのではないのでしょうか。
選挙管理委員会事務局長	そのように考えております。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問61は決定とします。
諮問61号決定	
会長	本日の諮問事項については、諮問53の一部訂正を含めて決定しましたので、その旨を答申するということとなります。
(答申案の配付)	
会長	いま配付されました答申案でよければ、諮問43から61まで審議会の答申として決定したいと思いますが、よろしいですか。
(異議なし)	
会長	本日の議題はすべて終了いたしました。ほか何かございますか。
区政情報課長	当審議会の委員の任期は、審議会条例により2年ということになっておりまして、皆様の任期は今年の5月末までとなります。13年度につきましては、団体等から推薦をお願いすることになります。 また、今回は、例年7月頃になりますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。